

食料・農業・農村政策審議会（第42回）、
食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（第17回）
合同会議

農林水産省大臣官房政策課

食料・農業・農村政策審議会（第42回）、
食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（第17回）合同会議

日時：令和5年9月11日（月）13：02～14：44

会場：農林水産省7階講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
 - ・地方意見交換会及び国民からの意見募集
 - ・最終取りまとめ

3. 閉 会

【配布資料一覧】

- 資料1-1 食料・農業・農村政策審議会委員名簿
- 資料1-2 基本法検証部会委員名簿
- 資料2 地方意見交換会及び国民からの意見募集 結果概要
- 資料3 最終取りまとめ（案）
- 資料4 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 地方意見交換会 概要報告
- 資料5 食料・農業・農村基本法の検証・見直しに関する国民からの意見・要望
- 参考資料1 食料・農業・農村基本法

午後 1 時02分 開会

○政策課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会及び基本法検証部会を合同開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。ごさいます。

本日は、磯崎委員、上岡委員、林委員、真砂委員が所用により御欠席となっております。現時点で食料・農業・農村政策審議会委員の出席者は19名、基本法検証部会委員の出席者は17名でありまして、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告申し上げます。

本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、この後の議事進行を大橋会長にお願いいたします。

○大橋会長 皆さん、こんにちは。

大変暑い中、御参集していただきましてありがとうございます。

また、オンラインからの御出席の皆様方もお時間をいただきましてありがとうございます。

大橋でございます。

本日ですけれども、食料・農業・農村政策審議会と基本法検証部会の合同開催となります。委員の皆様方におかれましては、本日も活発な意見交換をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の審議会は、15時までを予定しております。

それでは、議題に入ります。

昨年9月29日に開催いたしました食料・農業・農村政策審議会において、野村農林水産大臣から諮問のありました、食料・農業・農村基本法の検証・見直しに当たって、基本法検証部会において中嶋部会長を中心に精力的に御議論を積み重ねていただきました。本年5月29日に中間的な取りまとめをしていただき、この中間取りまとめにつきまして、国民各層から幅広く御意見を伺うということで、6月以降、国民の皆様からの御意見・御要望を募集するとともに、部会委員による全国11ブロックでの地方意見交換会を行ってまいりました。

まず、この結果について、事務局から御報告がございますので、資料2に基づいてお願いいたします。

○総括審議官 総括審議官の杉中でございます。

地方意見交換会及び国民からの意見募集の結果を資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。

まず、1ページでございます。

全国11ブロックで地方意見交換会を本年7月、8月に開催いたしました。各ブロックにおきましては基本法検証部会委員2、3名と意見陳述者7、8名に御出席していただきました。

その結果の概要は資料4に整理してございます。

加えて、6月23日から7月22日の間、農林水産省の専用ウェブサイトを通じて、国民の意見・要望の募集を行いました。総計1,179件の意見が寄せられました。全ての意見・要望は原文のまま資料5に整理しております。

2ページ目を御覧ください。

このページ以降、地方意見交換会及び国民からの意見募集における主な意見・要望を報告いたします。

地方意見交換会で最も多かった意見は適正な価格形成についてでございます。

2ページですけれども、上から1番目、価格形成に当たって、サプライチェーンの中で非効率になっている部分を探し出し、お互いの無駄を見つめ直し、お互いで協力して解決する必要。

上から3番目の北陸ブロックの農業者からは、相手の言い値で資材を仕入れ、相手の言い値で生産物が買われてしまうという流れが日本の農業のスタンダードとなっている。この仕組みの中で若手がやってやろうという気持ちになれるのか疑問、といった意見がございました。

国民からの意見募集の中でも適正な価格形成が農家の生産意欲向上、新規就農者の増加にもつながるなどの意見が多数寄せられたところでございます。

中間取りまとめでは、右側に整理しておりますけれども、食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討する。また、消費者や事業者も含めた関係者の理解醸成に向けた施策も必要であるという見直し方向が整理されております。適正な価格形成やそれに向けた関係者の理解醸成につきましては、当部会でも多くの議論がなされてきましたけれども、各地方においてもその関心の高さがうかがわれました。

次に、3ページでございますけれども、次に多かった意見が、国民の理解醸成、あと食育・農業体験についてでございます。

中間取りまとめの中では、農業の理解を深めるためこどもから大人までの世代を通じた農業体験等の食育を進めていくと整理されておりまして、第4部の関係者の責務におきまして、消費者の理解の必要性についても整理されております。

各分野の方々から農業に対する理解醸成のためにはこどもの頃からの食育や農業体験が重要という意見をいただいております、また上から2番目に書いてありますように生産者と消費者が相互理解を深め、相受け入れる持続可能な仕組みづくりが肝要といった、生産者と消費者の相互理解が必要であるという旨の意見をいただきました。

4ページ目でございます。

輸出拡大に向けた環境整備についても多くの意見をいただきました。

左側の上から1番目でございます。輸出により日本の農業を元気付けている、輸出が生産基盤の維持強化に必要という意見や、輸出拡大に向けた手続の規制緩和や輸出に向けたルールづくりを国にお願いしたいなど、輸出を拡大するに当たって具体的な施策に対する要望が多数聞かれました。

これらにつきましては、中間取りまとめにおきましても、真ん中辺りにある商流開拓やリスク低減等についての支援を行う。また、下の方に、我が国の規格・基準等への取組を進めるといった見直しの方向性が整理されております。

5ページ目でございます。

食品アクセスの改善についてでございます。

物流に関する意見も多くいただきました。特に、北海道についてでございますけれども、上から2番目、北海道の農産物の物流やシーズンが収穫期に集中する問題、帰りの空コンテナの問題、鉄道貨物の維持の問題があり、今後極めて重要な問題として議論していただきたい。

また、下から4番目でございますけれども、北海道は拠点間が長距離輸送、また冬季の気象条件・道路環境も踏まえた場合、産地から貨物駅、港湾など物流拠点への輸送というファーストマイルにもっと焦点を当てて、トラック輸送の効率化、安定輸送に向けた議論・協調をさらに進めてほしいという意見をいただきました。

こういった意見も踏まえまして、ファーストマイルに関する課題をより明確に記述する必要があると考えまして、右側の赤字部分のように、産地から集出荷場、貨物駅などへの輸送という、いわゆるファーストマイルについても課題がある。ということをご提案させていただきたいと考えております。そのほか、フードバンクの活動支援に対する要望などもございました。

6ページ目でございますけれども、持続可能な農業の主流化についてでございます。

有機農業の推進に当たって多くの意見をいただきました。中間取りまとめにおきまして、有機農産物の需要拡大や技術開発などの施策を講じる旨の記述がなされておりますけれども、公共調達や学校給食への販路拡大に取り組んでほしい。堆肥や汚泥利用について、防塵や防臭等に留意した開発を願いたい。などの意見をいただきました。

一番下でございますけれども、国民からの意見募集の中でも有機農業対慣行農業といった構図が生じないように施策の推進に当たって留意すべきなどの意見が寄せられました。

次に、7ページです。多様な農業人材について伺いました。

上から4番目、基本法に多様な人材が位置付けられることは重要であり賛同する。一方、財政的な支援の在り方については、専業農家と兼業農家とは切り離して議論していく必要があるという意見。

その1つ下でございますけれども、基幹的農業従事者が25万人ぐらいまで減少することを考えると、多様な担い手で農地を維持していく必要。さらに、経営基盤が脆弱な離島地域においては、小規模でも経営感覚に優れた経営体の育成を優先すべき、など中間取りまとめで御議論していただきまして整理したような規模の大小に関わらず付加価値向上を目指す経営体を育成・確保することや多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行うという同様の意見がございました。

8ページでございます。

農地の確保及び適正・有効利用についてでございます。

上から2番目でございますけれども、土地持ち非農家は農地集約に理解を求めるのに時間がかかる。農地集約に当たっての難しさに関する意見。また、優良農地の転用や優良農地の確保に関する意見が聞かれました。中間取りまとめにおきましても、優良な農地を確保するとともに、その適切かつ効率的な利用を図る農地の集積・集約化を進めていくと整理をされております。

9ページ目でございますけれども、末端の農業インフラの保全管理についてでございます。

左側上から1番目でございます。農業者から水路、農道といった農業インフラの維持ができなくなるのが目に見えているという意見をいただきました。

そのほか団体の方々から農村地域を維持するためには、農家以外の方にも、用水路、農道などの保全活動に参加いただく必要。などの意見がございました。

中間取りまとめでは、人口減少下における末端の農業インフラの保全管理として、非農業者の参画、ICT導入などを推進すると整理したところでございます。

10ページ目でございます。

中山間地域、鳥獣害対策についてでございます。

上から2番目、若手の移住者もいるが、彼らはICTやスマート農業に期待しているので、その期待に応えられるよう、中山間地域等直接支払交付金を活用していきたいなど、中山間地域と直接支払の活用に関する意見。

下から3番目、中山間地域は、多種多彩な農産物を生み出す特徴もある一方、リスク分散型の食料安定供給体制の構築にも非常に大切な地域。

中山間地域の地域特性を生かした農業の展開や食料安全保障上の重要性に関する意見をいただきました。

鳥獣害対策につきましても、上から1番目、中山間地域の課題として切り離されないのは鳥獣害対策。豚熱、吸血性のヒル、マダニが拡大するなど農作物被害だけに留まらない。などの意見をいただきました。

11ページ目でございます。生産資材の国産化の推進につきましても、中間取りまとめの記述をしておりますけれども、今般の輸入肥料や飼料の価格高騰を受けて地方でも多くの意見が聞かれました。地域内資源の利活用と自給粗飼料増産に向けた取組への支援をお願いしたい。飼料高騰で大きなダメージがあった。飼料用米と合わせて、子実用トウモロコシの国内生産の応援をお願いしたい。などの意見をいただきました。

12ページ、食料自給率についてでございます。

食料自給率の向上を図るべきという意見とともに、上から1番目、食料自給率は、肥料、飼料の問題とセットで考えないとその向上につながっていかない。など中間取りまとめにも記述されているように、総合指標としての食料自給率だけでは直接に捉えられない、肥料等の生産資材の安定供給の重要性に関する意見がございました。

また、国民からの意見募集の中で、種子の国内自給に関する意見が多く寄せられました。種子の供給体制の現状につきましては、左下の括弧の中に参考として記載しておりますけれども、種子・種苗のうち、稲、麦、大豆等の種子についてはほぼ国産である一方で、野菜の種子については、輸入割合が9割と高いものの、日本の種苗会社が日本の市場向けに海外で生産しているものであり、リスク分散の観点から複数国で生産していることや、約1年分を国内で備蓄している等の影響度を下げたための取組が行われているなど、概して種子・種苗に関するリスクは大きいわけではない。という認識でございますので、申し添えたいと考えております。

13ページでございますけれども、団体の役割につきましても、中間取りまとめで各団体の果たす役割について記述されておりますけれども、有機農業や地域づくりにおいて、JA等の団体の役割を求める

声。また、用排水路等を適切に維持管理するため、管理主体の土地改良区の体制強化や運営基盤の強化といった、土地改良区の運営体制の強化に関する声も聞かれました。

14ページ、農業者の経営管理の向上についてでございます。

中間取りまとめでは、適正な価格形成に向けてはフードバリューチェーンの起点である農業者自らの経営管理向上の努力が必要と整理されております。

地方意見交換会では、農業者の方々自身からも、上から3番目でございますけれども、コストの考え方や経営、人繰りなどの農作業のマネジメントから財務まで考えた経営ができる人材がこれからの農業界を牽引する人材だと考える。一番下でございますけれども、適正価格を農業者側が明確な論拠をもって回答できる状況でないため、経営能力の向上が課題、という意見をいただきました。

15ページでございます。

中間取りまとめの第5部、行政手法の在り方で整理した事項についても意見がございました。

地域の自主性・裁量性につきましては、左側の上から1番目でございますけれども、生産現場に即した中長期的な視点に立った継続性、一貫性、そして地域の裁量性が高い施策を強力に推進してほしい。などの意見がございました。

国民的合意形成につきましては、生産者と消費者が互いに支え合う重要性や政策決定におけることや若者の参画の重要性に関する意見をいただきました。

以上が、主な意見・要望でございます。

ここでは紹介し切れませんが、そのほか具体的な施策や制度、予算の要望に関する御意見もいただきましたので、農林水産省としても今後の施策の具体化に向けてしっかり受け止めたいと考えております。

以上でございます。

○大橋会長 まず、11ブロックの地方意見交換会に御参加していただいた意見陳述者の皆様方、そして意見交換会にて真摯にそうした御意見を受け止めていただいた基本法検証部会の委員の先生方にまずもって深く御礼申し上げます。

この機会ですので、基本法検証部会委員の皆様から地方意見交換会も踏まえまして、一言御発言をいただければと考えております。

委員の数が相当数多いものですから、本日事務局と御相談しまして、お手元の委員名簿の順で、委員、臨時委員の順番として御発言していただければということをお願いできればと思います。

また、お時間の都合もございまして、恐縮ですが、御発言についてはお一人様2分以内とい

うことで簡潔にお願いできないかと思っております。

早速ですけれども、私の方から委員の御発言を促していきたいと思えます。

まず、井上委員からお願いできますでしょうか。

○井上委員 この度は部会へのお声掛け、また地方での意見交換会に参加させていただきまして、誠にありがとうございました。

今までの農業や農村の在り方についての背景、現状の課題とその改善に向けての方向性を議論させていただくことで、大変私自身多くを学ばせていただきました。

特に、コロナ禍やウクライナ侵攻による大きな社会情勢の変化に対応するべく、基本法の見直しが行えたと感じております。

平時と緊急時という論点で議論させていただいておりましたが、今後は環境や社会情勢の変化に対して一層の柔軟性や対応力が迫られることを感じております。

また、農業と農村の関係性については、それぞれに重要な役割がありまして、一概に片方からの見方で問題解決を行うことは難しいということも学ばせていただきました。この複雑な関係性を慎重に紐解いていくが、大きなシナジーや問題の解決につながるのだと感じております。

現在、農村では人口減少をはじめとした様々な要因の中で、急速に担い手が不足し始めております。そのため都市部や外部からの人材獲得は必須であり、新規就農者など打てる手立てには前向きに取り組む姿勢が重要と考えています。

最近では法人経営体の増加やスケールアップを聞くことが多いので、このような法人経営体へ一般企業並みの給与体制や福利厚生などを整えるべく経営基盤の強化も必要だと考えております。

また、農村に入るということは、その地域の基本的なルールを知り、どのような人材を仲人役として頼りにするのも重要だと感じております。一次産業のみならず地域全体や他産業との連携を図り、広く受け皿を持つことが必要だと考えております。

以上、発言させていただいたことについて、本部会では背景や取組に対する方向性が定められており、これからの食料・農業・農村の在り方についての指標になるものだと感じております。

私自身、中山間地域における生産者という立場で今後の農業を盛り上げるべく尽力してまいります。

改めまして、委員会に参加させていただきまして、ありがとうございました。発言は以上です。

○大橋会長 ありがとうございました。

続きまして、齋藤委員お願いします。

○齋藤委員 山形の齋藤でございます。

地方の意見交換会にも参加させていただきましたけれども、いずれにしても現場は、この基本法の検証、改正に大変期待しております。地元でもいろいろな声が上がっておりますし、その中でも現場の実態は、ものすごい勢いで農業をやめていくということが正に現場で起きている現実でございます。

それに伴いまして、法人化したそれなりの規模のところにとどん農地が集まってくるという、それが我々法人の事業計画以上のスピードをもって集まってきているので、本当にこれで計画どおりいくのかどうか若干不安がよぎるこの頃です。

この基本法が来年国会を通り、それから各個別法が未来あるような法律に改正されることを現場の方は期待しておりますので、今後のいろいろな法整備をよろしくお願ひしたいと思います。今回はいろいろ意見を言わせていただいてありがとうございました。御苦労さまでした。

○大橋会長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインで、高槻委員、お願ひいたします。

○高槻委員 海外におりまして、ネットワークが非常に弱いので、画面は出さずに音声だけでやらせていただきます。

全体を通して振り返りますと、今回の議論をより実りあるものにするための工夫が2つあったのではないかと思います。

1つは、平時と不測時を分けて考えようということであります。

○大橋会長 音声がかえなくなる時間が相当あるみたいですので、事務局の方と調整させていただきます。

それでは、続いて中家委員、お願ひいたします。

(高槻委員については、通信環境が回復しなかったため、書面にて意見を提出いただくことになった。)

○中家委員 私も2か所ほど地方意見交換会に出席させていただきました。基本的には国民からの意見募集、あるいは地方意見交換会の意見は我々検証部会で議論してきた内容とほぼ同じかなと思っております。

最終取りまとめにつきましても、特段異論はございませんが、2点ばかりお願ひしたいと思います。

1点目は、今後これが通常国会で、法案として出され、また関係関連法案などが整備されると思います。それはそれで必要ですが、今後これを基本計画に落とし込んで、そして具体的に実践してどう成果を上げていくかということが極めて重要であると思っております。我々JAグループも引き続き役割を発揮してまいりたいと思っております。

一方で、市町村の体制が、非常にだんだん弱くなってきているのではないかと、そういう気がしています。今後このことを具体的に実践する段階では、地方の実践部隊を強化する必要があるのではないかと、そういう思いがしております。

それから、もう1点は先ほども説明がありましたが、検証部会、意見交換会の中でも特に意見が出されたのが、いわゆる適正な価格形成の問題です。私の地元でもこのことに対しても関心が高く、また期待も大きいと思っております。

既に、この協議会ができ議論もされていますが、できるだけ早いうちにこのことについて、難しい課題ですが、何とか仕組を構築していただければと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○大橋会長 ありがとうございました。

続いて、オンラインで二村委員、お願いいたします。

○二村委員 二村です。

この度は議論に参加させていただき、ありがとうございました。取りまとめそのものについての異論はございませんけれども、今後の施策に向けて意見を何点か申し上げたいと思います。

1つ目です。関東地区の意見交換会に参加させていただきました。首都圏ということもあったと思いますけれども、御登壇いただいた農業経営者の皆様が非常に意欲的で新しいことにチャレンジされているという点がとても印象に残りました。

そのときの御発言の中にもあったのですが、農業者のイメージとして農業生産の技術がある、高いということだけでなく、経営管理ですとかマーケティングなどの要素も必要であるということをとて感じました。

今、新規参入をされる方への様々サポートがあるかと思いますが、こういう経営管理等についても行うべきではないかととても感じたところです。

それから、各地区での意見概要を拝見させていただいて感じた点が2つあります。

1つは、国内農業を強めるためには農業政策だけではなく、交通や物流、IT、土地の問題など農林水産省の管轄以外の規制ですとか政策が、大きく影響しているということです。

農業、食料の現場の課題を的確に把握して、他省庁の政策にもしっかりとつなげていただければと思います。

もう1つは、消費者が農業生産の現場から遠くなっているという声、そして食育が大切だという声がとても多くあったと思います。様々な取組を進めていく必要がありますが、特にということで申し

上げると、やはり学校での給食などを通じた食育が本当に大切だと思いますし、一番多くの人に届く食育の姿だと思っております。これも多分、文部科学省とかあるいは自治体などとの調整や連携ということが必要な課題だと思いましたが、是非この部分については推進していただきたいと思っておりました。

今回、農業、食料、農村の問題が本当に多岐にわたるということを感じることができましたし、消費者の問題だということも多くの方から伺っております。本当にそうだと思いますので、引き続きこの議論が国民的に広がることも期待していきたく思っております。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 私も地方意見交換会、熊本と金沢に参加させていただきまして、様々な農業従事者の方、あるいは関連の方、伝統的農業の現状、あるいは課題についても生の声ですとか、それから現在非常に先進的な取組を行っている農業従事者の方、いろいろな角度からお話を聞けたということは、私にとっても非常に勉強になったと思います。

そういった中で、特に意見交換会の中では、冒頭にありました価格形成についての意見が皆さんから出まして、要するに自分たちが作っているものに自分たちで価格は付けられないということが前提の話が多かったので、この辺はちょっと意識を変えなければいけないのかなど。確かに、価格は流通コストとか消費者ニーズとか、そういった形で最終的には市場で形成されるものでありますけれども、やはり自らの経営管理能力を向上させることによって、作り手自らも自分の作っている生産物に付加価値を付けるとか、あるいは独自のコストダウン策を考えると、あるいは売り先を開拓するというような様々な対応を考えることが必要なのではないかとことを考えさせられました。

価格は単に受動的に受け入れるのではなくて、むしろ能動的に関与して買い手側と共に形成していく、いわゆるシステムの1つとしてのそれを考えていくという考え方が必要になってくるのではないかと思います。

それから、これは意見交換会ではないですが、中間取りまとめの中で1つ、やはり政策の改革方向が実行性の高い施策によって担保されるということが非常に重要であるということは間違いないことではあります。そういったことを前提として、基本計画を5年毎にその時々々の情勢に対応した政策を位置付けていくことで、施策の改革方法、実効性の高い施策によって担保することとなっておりますが、果たして5年毎というのは、今のこのように変化の激しい世界情勢、あるいは自然災害、様々なことが足下で起きている中で、果たして5年毎で実効性の高い施策によって担保されるのかどうかという

のは私は非常に疑問なので、その時々に応じて必要があれば、実効性のある施策というのを見直していく必要が今回あるのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○大橋会長 ありがとうございました。

続いて、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 三輪でございます。このたびは地方意見交換会、私は3か所参加させていただきました。

お話を聞いている中でいくと、それぞれのお立場の中で、日本の農業の今後の在り方について、多角的に御意見をいただけたというのが非常に有り難かったと思います。基本法検証部会の中でも各委員が御議論してきたところがございますが、それをさらに厚みを増すような形で国民からの意見募集も含めて御意見をいただけたと思います。時にはぶつかるような意見も出ているというのがこのプロセスの中では非常に重要だったのかなとっております。

それを玉虫色の形ではなくて、それぞれ優先順位を付けながらしっかりと応えていけているというのが、今回の取りまとめの中でも色濃く出ているのかなというふうに思います。

いただいた御意見に対して、きちんと今後応えていくというのが大事になるかと思えます。すぐに解決できない課題というのたくさんあると思いますが、それに向けてどういうふうに進捗があるのかというのを適宜、生産者の方、国民の皆さんに開示して、それに対して厳しい御意見をいただきながら前に進むというのが大事なプロセスになると思えますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○大橋会長 ありがとうございました。

続きまして、柚木委員、お願いします。

○柚木委員 私も地方意見交換会は3ブロック参加させていただきました。大変地域の現場の実態に即した貴重な意見をたくさん伺えたというふうに思っております。

そういう中で、何点か、特に人なり農地の対策のことで感想を述べさせていただければと思います。

1点目は、人の問題です。多様な農業人材の確保の必要性についてはいずれのブロックからも強く御意見が出されたというふうに思っております。ただその政策の在り方については、いろいろ担い手の実態なり状況に合わせた施策の展開があるのではとの意見が印象に残っております。

もう1つは、基盤整備の関係です。農地の集積・集約を進める上で、特に中山間地域の基盤整備事業をさらに加速してほしいという、これも強い意見があったというふうに思っております。

また、スマート農業等の展開の中で、効率的な農業をやるためにはこれまでも基盤整備をやったところについても再整備も含めて展開を図っていくことが大事だというふうな御意見はたくさんあった

というふうに思っております。

この点については、既に農林水産省の方でもいろいろな事業展開をされておられますけれども、さらに強化していくことが現場の農地の確保、集約、それからまた有効利用にも結び付いていくというふうに考えております。

それから、3点目でございますけれども、人・農地プランの法定化ということで、この4月から地域計画の策定作業に入っております。2年間で策定することになってはいますが、国全体としての施策と各市町村段階、地域段階での具体的な事業の展開、その地域をどうするかということが整合性をもって取り組まれることが重要です。そういう意味から、これまでのこの部会での議論なり、今日の最終取りまとめ等が現場の方にしっかりと伝わり、浸透させる対策も大事です。また、中家委員からもございましたけれども、地域計画については、市町村段階の役割が非常に重要視されるわけですが、一方で市町村の体制については、職員の数も限られています。国、都道府県等のサポートなり、我々農業関係の団体、機関も一体となって新しい農政の展開、それを地域に根付かせる取組を進めていくことがこれから非常に大事になってくるというふうに思っております。

最後になりますけれども、もう一つ、農業経営者と食品産業の事業者との連携ということが地域の経済、産業を強くしていく上で重要になってくるということ、これも意見交換会の意見で印象に残った点でございますので、そのことを付け加えさせていただきます。

○大橋会長 ありがとうございます。

続きまして、吉高委員、お願いいたします。

○吉高委員 私は北海道ブロックの意見交換会に参加させていただきました。

この検討会で様々なお話を伺う中で、農業が極めて厳しい状況なのかなという印象を持っていたんですけども、本当に北海道の皆様、前向きにいろいろ取り組まれたということが大変印象深く思っております。

特に、地球環境ですとか、サステナビリティに関して御関心のある方がいらっしゃったということは、私はこの検討会でそれらの点についてずっと申し上げていたので、大変日本の将来の農業について心強く思った次第でございます。

ただ、私自身がこれも反省でございますけれども、北海道の物流に関しまして視点が抜けていたと。気候変動の影響が大きいことと、エネルギー価格についてはこれから上がるとも言われていますし、やはりこの時点では強調して今回修正していただいておりますけれども、大変重要な視点だというふうに思いましたので、本当に御意見、ありがとうございます。

最後に、今朝ほど金融庁の方で、投資家、金融機関とそれから企業と、情報開示についての意見交換会をしまして、既に有価証券報告書の中で自然に対するリスクとビジネスチャンスの開示が始まっております。

今、柚木委員もおっしゃいましたが、こういった情報開示の中では適正な価格とリスクとビジネスチャンスがどのように農業で行われるのかということも、金融機関は、これから評価してまいると思いますので、是非、今回の取りまとめがもっと多くの方に知ってもらえるような形で、発信していただければと思っております。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○大橋会長 ありがとうございました。

続いて、臨時委員の先生方に移りたいと思います。

合瀬委員、お願いいたします。

○合瀬委員 今回は、こうした場に加えていただきまして大変ありがとうございます。私自身も農業を取り巻く環境等に大変勉強になりました。

今回、基本法の見直しという作業の中で、農業者だけではなくて一般消費者も含めて大変大きな話題になったということで、農業を取り巻く環境みたいなところを農業者だけでない一般の人たちにも感じていただく、認識していただく、大変いい場になったというふうに思います。

私自身3か所、地方意見交換会に参加させていただきましたけれども、これだけ大きな話題でありましたので、意見交換会以外でもいろいろな方々からいろいろなお話をいただきました。1つは新規参入者の少なさというか、先日、統計が出ましたけれども、過去最低の新規参入者となりました。国レベルでは農業参入するためにいろいろな政策を打っているという話ではありましたが、地方に行くとやはりかなり細かな規制が残っていて、農業をやりたいけれども、なかなか農地が見つからないとか、農地をこういうふうに使いたいけど、これはなかなか許可が下りないとか、かなり小さな規制が残っている。そういうものを今後いかに撤廃していくことが必要なかという感じがしたということが1つです。

もう1つは、これから今後農業法人が農業生産の大勢を占めていくというふうに思うんですが、では農業法人がどういう経営をしていて、どういうふうな活躍をしているか、規制があるとか、これを伸ばすためにどういうふうにすればいいのかということについて、きちんと議論をする場が国にないのではないか。つまり今の審議会の中に保険部会というのがありますけれども、これは基本的には農業の経営に対する保険を議論するだけで、もっと農業法人を育成するためにいろいろなことを議論する場があってもいいのかなということを感じました。

これまで、この間、いろいろな方々と議論しましたが、そういうことをちょっと感じたということがあります。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、オンラインで御参加の清原委員、お願いします。

○清原委員 私は3か所、地方の意見交換会に参加しましたが、その中で九州ブロックの会場で、雲仙市長がおっしゃった御発言が今回の基本法改正のポイントを突いていたのではないかと考えています。

御発言の概要は、農業政策というのは経済、雇用、職業、安全保障、伝統文化の継承、環境保全など非常に幅広い分野からなるんですが、従来の農業政策というのはある意味成熟してしまっていて、ほぼ100パーセント経済政策だったのではないかと、という御指摘でした。その上で、従来の視点と全く異なる分野の施策が必要となるのではないかと、ということをおっしゃっていました。

私もこれは全く同意するんですが、先ほど挙げたポイント以外にも、例えば食料アクセスとか、価格の決定、それから教育に関すること、消費者教育、こういったことも新しい視点が必要になるのではないかと、というふうに思いました。

今回の改正基本法を基に、関連する法律と施策が、勇気をもって現在の成熟した状態を打ち破っていただくことを願っています。

ここまでの議論、ありがとうございました。

○大橋会長 続きまして、香坂委員、お願いします。

○香坂委員 私は関東と北海道に参加させていただきました。

関東では、有機とかサステナビリティに関すること、種苗、知財に関わる場所の議論も出ました。また、こども食堂の展開という話も出ました。

北海道の方では、ラストワンマイルの議論は委員の方からさせていただいたんですけども、今回入れ込んでいただいたファーストマイルのところは、吉高委員がおっしゃったように、少し我々の方で十分説明、あるいは把握しきれなかった部分があるので、そういうものを入れていくというふうに変更になりました。

セイコーマートの事例があって、同じ距離であっても、随分コンビニの数が首都圏の場合と北海道の場合では違うというたとえ話が出てまいりました。そういう条件の違いもかなりあるんですよということを地方ならではのお話としてはあったのかなと思います。

大きくは基本法検証部会でお話しさせていただいた、そういった環境ですとか、社会情勢の変化と

いうところに沿った議論であったのかなと思います。

その上で、1点、私の方で気になったのが、国の役割みたいなものに対して、どうしてもお願いと
いいですか、こういうものを整備してほしい、あるいはこういうふうにしてほしいという御意見が少
し多いように感じました。国ができることと、もしかしたら皆様、民の力も加えて、できることで
ないこと、あるいは今回の基本法検証部会の中でいろいろな団体の役割とかそういうところを議論し
ましたので、少しその辺を丁寧にやっていただくとよいのかなと。

「意見陳述者」という呼び方自体ももしかしたら長期的には変えていただいて、よりパートナーと
して意見を聞いているというふうにした方がいいのかなと。意見陳述者というのは当事者の方がどん
な苦しかった思いをしたかを述べる、そういう用語のようでございますので、歴史のある言葉だと思
いますが、もう少しフラットに情報をお互い意見交換ができるようなものが出てくるといいのかなと
思います。

また、最後に直接地方の意見交換会では例えば国連の議論とか、ISOの議論は出てこないんですけれ
ども、吉高委員もおっしゃったように、そういう趨勢、情勢が影響してそういう安全保障とかいろい
ろな議論につながってくると思いますので、そういったところについても情報発信を合わせてお願い
できればと思っております。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、茂原委員、お願いします。

○茂原委員 それでは、初めに今回の議論に自治体の関係者として参加させていただいたことに感謝
を申し上げます。ありがとうございます。

野村大臣はじめ、そして副大臣、政務官、事務局の皆さん、そしてまた中嶋部会長にも大変お世話
になりました。御礼申し上げます。

答申案の中間取りまとめが公表された後、複数の有識者などから食料安全保障に傾斜しているとの
批判があったと聞いています。でも、私の認識では食料安全保障のために例えば農村政策の根本理念
を見直すような議論がされていないし、そういう法律改正にはならないだろうなと思っているところ
であります。

食料生産のための効率性の追求はもちろん重要でありますけれども、そればかりが全面に出てしま
うと、農業が本来持っている様々な価値が見えなくなってくるのではないかなというふうに思ってい
るところであります。そのことが十分に伝わっていなかったとするならば、今後現場が混乱につな
がることにもなりかねないので、この辺については留意する必要があるのではないかと思います。

また、農業人口が激減することを考えると、農業を、選ばれる職業として復活させることが極めて重要でありまして、この辺りについては、さらに議論が必要なんだろうなというふうに感じているところでもあります。

最後に、農業問題はとかく課題や弱みに目が向きがちでありますけれども、日本の農業は、多様な気候や風土に対応してきた強みがあるわけでありまして。その強みを生み出しているのが、生産現場と暮らしの場である地域であるということを今後も念頭に置いていただくことをお願いしたいというふうに思っております。

○大橋会長 ありがとうございます。

それでは、寺川委員、オンラインで御出席と伺っておりますけれども、お願いいたします。

○寺川委員 今、海外出張中ですので、ウェブで参加させていただきます。

地方意見交換会、検証部会を通じて感じたことですが、やはり何と云っても、農産物の適正な価格の形成をどう達成していくか、これが最重要かなというふうに思います。

農業が魅力ある産業となるために、そしてまた農業の担い手の人材確保という点からも、担い手が不安なく農業に従事するため、農作物が適正な価格、十分再生可能な価格で販売されることが重要なというふうに思います。

また、持続可能な農業に向けて、環境負荷低減、有機農業への展開など積極的に推進していくべきだと思いますが、葉物、穀物、畜産において個別の課題もあるし、コストもかかり方が違います。今後、個別分野ごとの制度設計を国としても整備していくべきだと思います。生産者側も、コスト削減のための大規模化、AI、DX活用による合理化、コスト管理ができる農業を確立する必要があると思います。

一方で、我が国の消費者の意識はまだ低く、流通を含めてコストの見える化による農産物の価値と云うか、価格の在り方について、国民的なキャンペーンみたいなものが必要なのかなというふうに感じました。

また、食のアクセス問題については、農林水産省だけの問題ではなくて、国を挙げての問題であって、関係各省との連携が不可欠ではないかと思っております。

最後になりますけれども、基本法検証部会の委員の皆様、また地方のヒアリングをさせていただいた皆様、多くの方々からヒアリングをさせていただき貴重な機会を与えていただき、ありがとうございます。食料、資材等々の実務に携わる者として大変有意義で感謝しております。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、山浦委員、お願いいたします。

○山浦委員 改めまして、若手団体である4Hクラブを代表しまして、私の方にお声かけをいただき、ありがとうございました。私の方でも大変勉強になり、また4Hクラブのクラブ員の皆さんにも今回の内容を共有することができまして、我々も勉強になったかなと思います。

私の方では、地方の意見交換会については2か所ほど行かせていただいて、様々な意見を聞かせていただきました。具体的な内容については、ここでは触れませんが、実際に意見交換会に参加された方、それ以外でも農業従事者、食品関係者、農村関係の方々、様々なレイヤーという形で様々な御意見があるかと思えます。そういった中で、その全てを1つとして、飲み込んで答えを出すというのはなかなか難しいことかと思えますけれども、やはりその中で国として強いリーダーシップをとって、この国の農業は若しくは食料、農村はこういうふうにしていかなきゃいけないんだと、そういった形で進めていくことにまず1つ方向性を示す必要があるのではないかと感じております。

堀切委員からもありましたとおり、今後想定できること、できないことというのは様々ありますので、常に想定していなかったということではなくて、様々な観点において視野を広げながら常に柔軟性をもって対策できるようなこの国の農業政策であってほしいなと私は思いました。

大変お世話になりました。ありがとうございました。以上です。

○大橋会長 ありがとうございました。

最後に恐縮ですけれども、私も委員として一言だけ申し上げさせていただければと思います。

私も意見交換において、様々なバックグラウンドの意見に触れさせていただいて大変勉強になった次第であります。

問題意識として私も多くの委員と共通で、適切な価格形成については、やや悩ましいなと思ったところがございます。生産、物流を担当する方々からはコスト上昇分の転嫁は必要という御意見が強くございましたが、他方で購買消費側の方々からは明確に、安価であることは重要という御指摘が少なくとも私が聞いた範囲ではございました。

私の専門分野では負担の帰着というふうな表現をするんですけれども、コストの上昇の負担を生産者と消費者でどう分担するかということは、需要と供給の価格の弾力性という専門用語があるんですが、それによるのでフルにコストの上昇分を価格に反映することは必ずしも適正とは言い難いという側面が学術的にはあるのだらうと思います。

他方で、この点に加えて、交渉力の格差の問題も恐らくあるのだらうと思います。そうした点を踏まえて、しっかり理論的にも詰めていくことは必要なんだらうなということを強く感じた次第であり

ます。

それでは、一通り検証部会の委員の方から御意見をいただきましたので、次の議題に移りたいと思います。

最終取りまとめ（案）について、中嶋部会長から御説明をお願いできればと思います。あわせて、これまでの基本法検証に係る議論についても総括的な御発言を是非いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。

先ほど事務局より御報告いただきましたように、国民の皆様からの意見募集及び地方意見交換会において、様々な御意見を頂戴いたしました。これらの結果を踏まえて、中間取りまとめに修正を行うということにいたしました。これらを最終取りまとめ（案）としてお手元に配付させていただいております。

資料3を御覧ください。

先ほど杉中総括審議官から御意見・御要望の紹介をいただいたときに、若干途中で修正部分についての紹介もありましたが、ここで改めてまとめて御確認いただきたいと思います。

目次に関しましては、修正はございません。本文の1ページ目から2ページ目を御覧いただきたいと思います。

1ページ目の下の部分から2ページ目の初めの部分でございますが、中間取りまとめまでの部会開催実績及び中間取りまとめ後のプロセス、地方意見交換会、意見募集を記載させていただきました。

ちょっと細かいですが、評価という言葉が入っているのですが、これは諮問事項の中の文言に合わせた形式的な修正と承知しております。

それから、その後はしばらく変更はございません。

16ページに、飛んでいただければと思います。

先ほど、何人かの方からも御指摘をいただきましたファーストマイルの文言の部分でございます。北海道ブロックでの地方意見交換会で、産地から集出荷場などへの輸送についても課題があるという御意見をいただいたことを踏まえて記載させていただいております。

それから、次の17ページでございます。

数字の修正でございます。農林水産物・食品の輸出額の数字について、確々報値の公表に伴って、時点更新をさせていただきました。

その後もずっと変更はございませんで、51ページ、本審議会での後答申を行うことに伴う記載の

調整ということになっております。

以上が、最終取りまとめ案の修正ポイントの御説明でございます。

最後に、私の方から一言、御礼と感想を述べさせていただきたいと思っております。

この度、最終取りまとめ案を作成するに当たり、基本法検証部会の委員の皆様におかれましては、限られた時間の中で真摯に御議論いただきましたこと、誠にありがとうございました。

また、中間取りまとめの後の地方意見交換会の参加者の皆様、それから国民からの意見募集に意見をお寄せいただきました皆様にも心より御礼申し上げます。全ての皆様からの御支援により、このようにまとめることができたと考えております。そして、改めて事務局の方々の全面的なバックアップに感謝申し上げます。検討すべき課題ごとの資料を丁寧に用意され、我々委員の発言を正確に記録した上で、的確に論点整理していただきました。

基本法を検証するに当たり、政策の枠組みとして、今でも十分に機能しているかどうか、足りないものがないかどうか、既に時代遅れになっているものがないかなどを確認してきたつもりでございます。

もちろん時代の変化と共に付け加えなければならないものがあるのは確かであり、その中で最も大きな要素は検証部会において新たに環境という部門を設けて議論させていただいたとおりでございます。

それ以外にも検証部会の中で、委員の皆様から様々な御指摘をいただき、そのことは取りまとめの中に反映されています。意見交換会や意見募集でいただいた御意見が最終取りまとめの中に反映されていないような印象を持たれる方もいらっしゃるかと思いますが、既に取りまとめの中で多くを指摘させていただいておりました。短い期間でありましたが、それほど検証部会では濃密な議論をさせていただいた、その結果だと思っております。

また、現在の基本法を制定したときに、将来を見据えて設計したからだと思っておりますが、検証を行ってみて、基本法の骨格は非常に頑強であり、その理念や政策枠組みの基本は現在も揺らいでいないというのが私の個人的な感想であります。ただその実効性についての改めての確認と時代に合わせた強化、新規の追加事項を盛り込むということのために、取り込みや取りまとめ案は分厚くなり、その結果、要約としたはずの2枚紙の概要は非常に情報量の多いものになったと思っております。

しかし、これを見ていただけると、現在の我が国の農業政策のエッセンスを把握していただけると、部会を代表して申し上げたいと存じます。

そのような中で、特に気付かされたのは、現行基本法を制定した1990年代後半当時の時代背景や将

来見通し、世界情勢や我が国経済と社会の状況が、現在では大きく変化しているということであり
ます。

一言で表現するならば、1990年代当時は束の間の安定期ではなかったかということです。カロリー
ベースの食料自給率の低さは我が国食料の海外依存度の高さを表しており、その向上を目指して食料
自給率目標が基本計画の中で示されました。

ただし、基本法制定当時は短期的に不作になっても、中長期的に自給率がそのままであっても、輸
入で安定して補い続けることができるという一定の認識があったところでもあります。ところが2010年
代から現代に至る過程で食料を巡る国際情勢が大きく変わりました。気候変動、環境制約、地政学的
な要因などで食料の国際市場は大きく動揺しております。

また、国内の経済情勢の変化による購買力の低下を見逃すことができないということが検証部会
でも議論されました。

基本法制定時において、食料安全保障の課題は不測時に焦点を絞っていたところがありますが、部
会において平時に潜む食料安全保障の問題を改めて議論したところでもあります。それは平時と不測時
の距離が近くなっているということを理解し、現代的な食品アクセスの問題も加えて、平時からの備
えの必要性を認識いたしました。

そのような問題の重要性から食料施策、農業施策、農村施策において、食料安全保障の観点から基
本施策の追加、見直しを検討させていただいたところでもあります。言うまでもなく、食料は全ての人
の自分事です。この最終取りまとめにも最後に書かせていただいておりますが、新たな施策の
検討に向けた国民的合意形成が行われることを願っているところでございます。

改めまして、関係各位への御協力に心より感謝申し上げます、私の発言とさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、先ほどお示しいたしました資料3の文章でございますが、これは基本法検証部会の最終
取りまとめとすることでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中嶋部会長 ありがとうございます。

これを基本法検証部会の議決とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大橋会長 中嶋部会長、ありがとうございました。

ただいま基本法検証部会にて議決していただきました最終取りまとめをこれから当審議会として答
申をいたしたいと思っております。

それでは、最終取りまとめや今後の法改正、施策の具体化に向けて、本審の委員の皆様方から一言、お言葉をいただけないかというふうに思っています。

先ほど同様に委員名簿順で御発言をお願いできればと思っております。なお、御発言についてですけれども、お時間が限られている都合もございますので、お一人様3分以内ということで、簡潔にお願いできればと思っております。

よろしければ、それでは早速、浅井委員よりお願いいたします。

○浅井委員 浅井農園の浅井と申します。

私も検証部会の方は議事録等を拝見しておりまして、皆様の大変な御尽力、ありがとうございました。

私も農業法人の経営者の立場として、本当にこの基本法というのは関係する皆様にとっての羅針盤のようなものではないかと感じております。なので、前回の基本法の制定から二十数年、そして今回、その見直しがされるとすれば、さらに20年、30年先の未来に向かってこの法律が見直し、制定されていくものだと思います。

見直しの方向性として掲げられました平時からの国民一人一人の食料安全保障、そして環境、脱炭素、GXというところも誰一人として、これは重要ではないと言う人はいないと思います。ただこれはやはり、やらなければいけないことのような感じを受けます。やはり20年、30年先のこの日本という国がどうなっていくのか、そのときにこの農業を、食料、農村、これらがどういうふうな形であるべきか、そこはやりたいこととか、こうあってほしいという、そういうところのビジョンというんですか、ありたい姿からバックキャストिंगをしながら、いろいろな政策を考えていく、そういった思考が必要なのではないかと思っております。これは単純な個人の意見ですけれども。

今の基本法見直しの方向性だと、やはりちょっと悲観的な、やらなければいけないというような要素が強くて、少し悲観的になってしまうような気がするので、今後、国会等で議論が審議されていく中で、できる限り国民の皆様、関係する農業者の皆さんが、期待を持ってワクワクして取り組めるような方向に議論されていくことを期待したいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、オンラインで御参加の天津委員、お願いいたします。

○天津委員 熊本から天津です。

今日は稲刈り真っ最中につき、オンラインにての参加で失礼いたします。後ろは写真ではなくてリ

アルな田んぼです。

食料・農業・農村基本法の改正に当たり、その検証に当たった委員の皆様、そして御担当者の皆様、事務局の皆様の並々ならぬ努力に心から感謝しております。また、意見募集や地方意見交換会での尊い意見についても農業現場に身を置く人間として、共感、同意するものがたくさんありました。

特に、非農家の農村維持活動への参画や鳥獣害対策など、どれも待ったなしの課題です。一次産業者というよりは生物多様性を含むランドスケープを残すことを目指して就農して、私自身今年で丸20年が経ちましたが、世界から価値を認めていただいている恵まれた状況の阿蘇地域でさえ、その価値を維持できるか日々不安に感じているところであります。

基本法につきましては、議論も検証もし尽くされてきている中で、内容についてはこの20年の中で大きく変わった社会情勢にも、また今後引き続き加速度的に変化するであろう地球環境や社会変化にも現時点で考え得る対応策としては網羅されているように感じています。

最後に、1点だけ、あえて申し添えるとすれば、それは私たち農林漁業者が果たしている国防の役割に……。

○大橋会長 大津委員、ちょっとだけ音声途切れちゃっていますが、いかがですか。

(大津委員は通信環境が不安定となったため、後ほど改めてご発言いただくことになった。)

続いて、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 エムスクエア・ラボの加藤です。

本当にすごいボリュームの大規模な法改正ですので、御尽力いただきありがとうございます。

私自身、農業現場で生産から流通まで関わっていて、特に技術を活用した仕組化みたいなところに携わっているんですけども、仕組化するに当たって、大規模化、集約化というところだけでは非常に農業は難しいのではないかと感じています。

私自身、農業というのは、安全・安心・安定して食料を国民に届けるということ以外にも、多くの方がおっしゃられたとおり、環境負荷低減とか、おいしさ、日本ならではのと思えますけれども、多様な食材を届ける。これを今まではやれてきたのに、それが失われつつあるということ、それをやはり維持できていくことこそが先進国の農業の役割ではないかと思っていまして、それを維持していくには非常に多様な方々の参画が必要だと思っています。

そういう意味で、個々のやりたいこと、あと個々の経営方針とかを生かしながら農業をやっていくには、やはり技術を活用して、情報の流れ、それから私たち物流をやっていますけれども、物の流れというものをしっかり組み合わせながら、生産から流通、消費までチーム化していくことが非常に持

続可能な農業、それから流通も含めて大事だと思っていますので、基本的に基本法なので、そのメッセージは含まれているように思うんですけども、そこは非常に重要だと思っています。

何よりも重要だと思うのは、やはり国民の健康は食からですので、その食を生み出している農業はとて国民一人一人にとって大事なんだというメッセージは、あまり日本のお偉い方々から直接聞いたことがなくて、私はインドの副首相が農業の学会に出てこられて非常に大きな声でおっしゃられて、研究を叱咤激励していたという場面にあって「はっ」としたんですね。

なので、この基本法改正に伴って、皆様から食は健康の源であり、農業を大事にしないとなかなか、健康維持していくのは難しいというようなメッセージも併せて発信していただければ有り難いなと思っています。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、オンラインで御参加の榎木委員、お願いいたします。

○榎木委員 私自身、北海道で生乳生産をしている酪農家なんですけれども、この度、この検証部会で委員の方々には何回も検証部会が開催されて、丁寧に一つ一つのことが見られていったんだというふうに感じています。

先ほど、委員の中でもあった適正な価格形成ということは、現状でも結構大きな課題の1つだなど、実際に現場で働いていて思うところです。

やはり生産したものがちゃんと返ってくるものがないと、私たちのモチベーションにもならないし、そもそも生活もできないというふうになっていく中で、やはりそこに耐え切れず、今もう辞めざるを得なくて辞めていく生産者さんもたくさんいるのを見ています。

辞めていく数と新しく始めたいという数が格段に違うというのも現場の中でも感じているので、周りでも若い御夫婦が酪農を始めたいと言って、頑張っている人たちがいるんですけど、なかなか始められるまでのスタートラインにも立てないような状況にあるのも事実というか実際の問題ではあるので、そういった方々が前向きに、私自身、今、やっている人たちも前向きに営農していきたいなと思っていますし、今後目指したい、これからの若い人たちが前向きに目指したい農業の姿であるというのがやはり理想だと思っています。

そのためには私たち生産者自体の考え方というか、価値観というか、生産していればいいんだよということではなくて、本当に農業とか酪農が成り立つ上で、先ほどあった物流の話とか、関わっている方々がたくさんいるということを生産者自体も理解して経営をしていくことが必要なのではないかと思っています。

先ほど加藤委員からもお話があったと思いますが、なかなか日本の農業者がカッコいいだとか、目指したいとか、なかなかそういうカッコいい職業、目指したい職業というふうに正直あまり聞こえてこないところがあるのは私自身も残念に思っていて、私は好きで自分の今の仕事をやっているんですけども、今後の若い人たちもカッコいい仕事、やってみたいとこの業界に入っていきたいという若者がもっと増えていってほしいなと思うので、そういう意味でみんなで農業に対する、こういう細かいことはもちろん大事なんですけど、全体としていいイメージを持って取り組んでいただきたいなというふうに思います。

私、1つすごく気になっているところが、有機農業が素晴らしいとももちろん思っているんですけども、結構仲間同士でお話したときに、有機が駄目とは言わないけれども、慣行農業を否定されるような言い方をされるのは、ちょっと、自分たちだって頑張ってる、いいもの、おいしいものを生産しようと思ってやっているのに、なかなかそういうところに目を向けてもらっていない感覚があるという話を結構仲間同士でしたりするんですけども、そういった意味で農業者みんながそれぞれ生産して頑張っているというところなので、そういうところも御理解していただけたらなというふうに思っています。

○大橋会長 ありがとうございます。

続きまして、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 検証部会の委員の皆様、事務局の皆様、大変お疲れさまでした。

資料等をずっと読ませていただきまして、変わっていく内容というのをずっと拝見させていただきました。やはりその中で私も一番感じたところが、より農業が素晴らしい職業として人々に、若い人に受け止めてもらえるように、私自身より一層努力していきたいなと感じたのが1番深く感じた部分です。

最近ですが、福島県の方の農業審議会がありまして、そのときに食育の話になりました。食育はやった方がいいという話が出てきていたんですが、実際、今までも食育はいろいろな面でやっていたと思います。

その結果で、最近私が感じたことがあったのですが、先日、福島市内の中学1年生の学生が5名ほど施設見学に来たんです。福島市の農業について聞きに来たのかなと思っていたのですが、生徒さんたちに何を聞きたいのと伺ったら、なんと福島市の経済を勉強しに来ましたと言われて。福島市の経済を果樹園で勉強するのと聞きましたところ、福島市の経済は桃で成り立っていると思うんですと言われたのです。その子たちは小学生のときに、福島市の桃について勉強というか授業で学んだような

んですが、それがすごく心に残っていて、総合的な学習で日銀福島支店と私どもの果樹園を見学しに来て、福島市の経済を学びに来たと言われました。

それというのはやはり数年前から取り組んできていた食育が少し花開いたんじゃないかなと思いますし、私自身も、中学3年間毎年地域の農家に行き、花粉交配をやっていました。

なので、地域の農業に関して少なからず理解というのは幼い頃からありましたし、結果的に自分が農家に嫁に行き果樹を作るような立場にもなりました。本当に子どものときの食育だけではなく、感じたことが、大人になったときにいい方面に開いてくるんじゃないかなと思いました。

食育は、新しいことをやるのではなくて、今までやってきたことを継続して続けていかなくちやいけないと思いますし、また時代に合わせて食育の在り方というのが変わる場合もあるかと思います。今までやってきたことを大切にしながら、今後を見据えてやっていかななくてはならないと、最近、非常に感じたところであります。

また、本当に一番大事なところは、農業というのは非常に魅力のある職業だと皆さんに理解してただけで、その内側というのをお互いに理解し合えるような、そういう関係性が作れていければいいかなと思いました。

重ね重ね、検証部会の皆さんには本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、オンラインで御参加の平松委員、お願いいたします。

○平松委員 まずは、基本検証部会の中嶋部会長をはじめ部会の皆さん、それから事務局の皆さんには昨年10月から集中的に審議を進めていただきまして、このような綿密な答申案を取りまとめたことには心から敬意を表しますとともに、御礼を申し上げたいと存じます。

地方意見交換会、それから意見募集で御意見をお寄せいただいた皆さんにも感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その答申案ですが、食料安全保障の確立が求められて、そして農村人口が減少する中で、どのような食料・農業・農村政策を展開していくべきか、特に、私は個人的には農業生産基盤の整備・保全の展開方向に注目しておりましたが、今日の資料3の最終取りまとめ案から関連する箇所を少し具体的にピックアップしてみますと、まずスマート技術等を活用した営農のための圃場の大区画化、デジタル基盤の整備、農地の集積・集約化、水田の汎用化・畑地化、それから農業用の用排水施設の集約・再編、省エネ化、再エネ利用、ICT等の新技術活用などによる維持管理の効率化、そして、ライフサイクルコスト縮減や突発事故発生防止のための管理水準の向上や迅速に対応できる仕組みづくり、そし

て、開水路の管路化、畦畔の拡幅、のり面の被覆等による作業の省力化、共同作業への非農業者・非農業団体の参画促進、土地改良区の運営基盤の強化、それから、気候変動の影響に伴う災害の頻発化、激甚化が顕著になる中で、災害の防止や軽減を図るための農業生産基盤の防災、減災機能の維持強化。

少し細かくなりましたけど、こういったことが記載されておりまして、非常に幅広い視点からの施策が要所、要所に網羅されていると感じました。

特に、資料の34ページになりますが、(3) 農村施策の見直しの方向という項目がありますが、その第1番目に①人口減少下における末端の農業インフラの保全管理、これが挙げられていまして、その必要性が強く認識されているということが感じられました。

私から追加で申し上げることは特にありませんが、このような視点、施策を今後は関連する制度や基準、それから予算などによってどのように具体化していくかが重要となってきますので、今後は各施策がどのように具体化されていくのか、この点に注目していきたいと考えています。

部会の皆さん、どうも御苦労さまでした。私からは以上です。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 日本テレビの宮島です。

基本法検証部会の皆様には本当に長い議論とそして取りまとめ、どうもありがとうございました。

20年の大きな変化に対する対応ですので、食料安全保障から緊急対応、物流、フードバリューチェーン、SDGs、イノベーション、本当に広いところに目配りをされて、様々なところに答えを出され、方向が示されていると思います。

私は農業そのものの中にいる者ではありませんので、ひとえに思うのは、国民、消費者側と農業の分野にいらっしゃる方々の距離を極力近くすることが大事ではないかと思えます。

つまり国民の方はただ栄養素として物を買うとかそういう立場だけではない。農業の方々も今までよりも生産に対して考えなければいけないことが広がっていると思います。物流は国民にとってもう既に大きな問題です。

そういったところを、ちゃんと仕組みを整えて、分かりやすくして、経営管理も見やすくして全体を透明化していく中で、両方が、一緒に自分事として農業を考えていくような体制が必要なのではないかと思えます。

特に、俯瞰で見ますと、日本は本当に人口減少が予想以上の速さで進んでいて、そして目先、円安の影響もあって、エネルギーもない国でありますし、全体としてどこかに助けを求めるにしても、弱

っているのではないかと思います。

具体的な施策をしていく上では、誰かが負担を増やさなければいけない部分がありますが、それは補助金の形なのか、価格形成の形なのか、様々な形があると思います。その中で、特に必要なところをしっかりとかけていくということがとても大事だと思います。

今までを維持するとか、過去に戻るとか、そういうところの支援ではなくて、正に全体の次の時代を考えたときに、こうしていきたいんだということをしっかり見据えて、そのための支援にピンポイントの形でしっかりと産業やほかの社会政策とも連携しながら支援をしていくということが今後大事なのではないかと思います。

○大橋会長 ありがとうございます。

続いて、オンラインで御参加の山波委員、お願いいたします。

○山波委員 山波です。本日もよろしくお願ひします。

まずは、基本法検証部会委員の皆様、短期間の中で本当に活発な御議論をいただきまして、最終取りまとめ案を作成していただきまして、本当にありがとうございました。

また、事務局の農水省の皆さん、本当に御多忙の中、コロナ禍で事務局を務めてくださって、御尽力いただきまして誠にありがとうございました。

私は、本委員の方をさせていただいて、議事録を拝見させていただいてきていたんですけども、本当に活発な御議論をいただき、内容も濃いものになっていると思います。

その中で、2点だけお話しさせていただければと思います。

1点は、適正な価格形成のための施策ということで、先ほど大橋委員からもお話がありましたけれども、適正な価格というのはどこなんだということを議論するとき、消費者の方からすれば安い方、作る方からすれば高い方がいい、それはもうやはり自分事ということであればそういうふうになると思います。

適正な価格というのを議論するところの起点となるところをどういうふうにするのかというのは非常に難しいところがあると思います。土地利用型農業の場合、特にその基盤において、生産コストというのは圧倒的に変わります。地域、それからその大きさ、その土質、様々なことによって変わります。それに対してさらに人件費がかかりますので、その中でこれから適切な価格形成というところで御議論していただく中で、それは本当に生産者として有り難いことなんですけれども、そのところを慎重に御議論していただいで進めていただければなというふうに思います。

それともう一つ、今、地域計画の方が進んでおりますけれども、地域計画が、これからやはり農村

地域が本当に生き残りをかけた中で残していけるか、残していけないか、農村地域自体の計画だと私は思っていますので、そこの中に土地利用型農業が含まれるというそういうような形で、これからもきちんと施策の中に折り込んでいただきながら、農村がきちんと人口減少の中でも維持継続できるような、そういう施策をこれから具体策として予算付けしていただくことを期待しております。

○大橋会長 ありがとうございます。

大津委員が、待機していただいているということですので、続きは国防とか経済安全保障とか、そこまでおっしゃられたような気がします。

○大津委員 御迷惑をおかけしました。再度発言の機会をいただき、ありがとうございます。気になるワードで止めてしまったようで申し訳なかったです。

私からあえて申し上げたい点という意味で、国防ということを挙げたんですが、これまでも世界各地で紛争があったんですが、ウクライナの侵攻が始まってからは、食料についてもエネルギーについても、供給が全く安定的でないということに日本国民の皆さんも改めて気付かれたことと思います。

ロシアと接する北海道、台湾と接する沖縄をはじめ九州エリア、国境に接する離島などはもちろんですが、それ以外でも国土の9割を占めている農山村地帯はそこに住む人が減ったり、土地が荒れたりしていけば、それがそのまま国防のリスクにつながると思います。

戦争や深刻な自然災害により不安定な世界状況が続く中、私たち農林漁業者は食料等を生産するという一次産業者としての役目だけを果たしているわけではありません。人の少ない地域に住んで、ここを守っているのです。

二村委員が御指摘されたとおり、他省庁との連携により食料・農業・農村基本法の国民的意義を高めていけるようお願いいたします。

とここで終わるつもりだったんですが、先ほど浅井委員が、わくわくするような基本法に、と言われたことに心から賛同します。榎木委員の、好きでやっていて楽しいという姿勢にも共感しています。

やるべきことはこれまでも本当に農林水産省さんがやられてきていると思いますが、正攻法で、1つの課題に1つの対策とかでは解決できない状況にありますので、現場から出てくる奇策のような提案にも耳を傾けていただいて、農林漁業がやりたくなるような法律、計画、施策が日本でできていたら最高だと思います。私たち農林漁業者も前向きに営みを続けていきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

○大橋会長 ありがとうございます。

お時間がない中恐縮ですけれども、私からも一言だけ申し上げさせていただければと思います。

まず、中嶋先生におかれては、去年10月から本日まで17回にわたって基本法検証部会をまとめてくださいましたこと、深く御礼申し上げます。

中嶋先生の下で、格調の高い部会にさせていただいたと思っています。また、各部会の委員の先生方も忌憚なく自らの御意見を自由に述べられたのかなと思います。その分、先生においては取りまとめの段階で相当御尽力していただくことになってしまったのかなと思っています。大変感謝しております。

中嶋先生には第1回のときに、本の御紹介をしていただきまして、1960年出版の並木正吉先生の「農村は変わる」という本を御紹介いただきました。私も本会合を通じて勉強させていただきました。並木先生は、将来の農業の姿は次世代が作るんだと。次世代は資本主義に慣れ親しんでいる以上、資本主義を無視して農業の姿を考えようとしても、結果としては若者が農業に入っただけである。という理念を提起されたというふうに読後感で思っています。

他方で、並木先生は本の中で、農業の共同化という話をしています。これは大規模化という話ではなくて、大規模化に向けた農業技術がどんどん出てくる中で、それに取り残された農村地域を共同化する必要があるという趣旨のことを述べていると思っています。

当時と違って、農業技術というのは必ずしも大規模化のみに向けたものではないと思うと、農村集落政策を補助政策のみで捉えずに、産業政策として捉えながら次世代に引き継げる新しい農村の姿をこれからできる基本法の下でしっかり理念として作り上げる必要がある。その一歩を築いていただいたのかなと。そうした中で、しっかり価格形成の問題についても解決していただきたいと、そのように願っているところであります。中嶋部会長、ありがとうございました。

それでは、基本法の検証・見直しについて、当審議会としての農林水産大臣への答申案をお配りいたします。

(答申案配付)

○大橋会長 既に机上に配付されているかもしれませんが、そちらの方、読み上げさせていただきます。

令和4年9月29日付4政第162号をもって当審議会に対して諮問のあった件について、別紙のとおり答申する。

という内容でございます。

なお、答申案の別紙としては、先ほど、基本法検証部会で議決していただいた最終取りまとめがそれにあたるということでございます。本審議会の委員の皆様方に対してですけれども、以上のような

内容での取りまとめ、よろしいか議決をさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま議決いただいた本案により、農林水産大臣に答申させていただきたいと思います。

それでは、これより答申を行います。

令和5年9月11日

農林水産大臣野村哲郎殿

食料・農業・農村政策審議会会長大橋弘。

食料・農業及び農村に係る基本的な施策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項について

(答申)

令和4年9月29日付4政第162号をもって当審議会に対して諮問のあった件について、別紙のとおり答申する。

以上でございます。

(農林水産大臣へ手交)

○大橋会長 それでは、野村農林水産大臣から一言お願いいたします。

○野村農林水産大臣 ただいま大橋会長から答申を賜りました。

委員の皆様方には大変な御尽力をいただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

食料・農業・農村基本法は制定から20年を経過し、社会経済情勢や今後の見通し等が制定時には想定されなかったレベルで変化しており、正に今がターニングポイントであると再三私は申し上げてまいりました。

昨年9月29日に私から諮問を行って以来、基本法検証部会は本日を含めて合計で17回の有識者ヒアリング、議論を重ねていただき、加えて全国11ブロックにおきまして、地方意見交換会を実施していただきました。

私もこの基本法検証部会に出席させていただき、真摯で活発な議論を肌身で感じた次第でございます。

中嶋部会長はじめ委員の方々の御知見等、検証・見直しにかける熱意に心から感服した次第でござ

います。答申は国民各界各層の英知を結集し、集中的に多岐にわたるトピックスについて取りまとめでいただいたものと認識しており、今後の食料・農業・農村政策を構築していく上での指針となるものと考えております。

我が省としてはこの答申を受け止めまして、

1つは、食料の安定供給の強化に加え、全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善。それから、海外市場も視野に入れた産業への転換、適正なる価格形成に向けた食料システムの構築などによる国民一人一人の食料安全保障の確立。

2つ目は、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換。

3つ目が、農地の集積・集約化、経営基盤の強化、スマート農業等の導入を通じた食料の安定供給を伴う生産性の高い農業経営の育成確保。

4つ目が、農村への移住・関係人口増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保。

といった4つの基本理念と基本施策の見直しの方向を踏まえ、基本法の見直しに向けた検討を深化させ、また具体的な施策の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

改めて、これまで熱心に御議論していただきました委員の皆様から心から感謝を申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

皆さん、本当にありがとうございました。

○大橋会長 野村大臣、ありがとうございました。

それでは、本日の議題はここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会及び基本法検証部会を閉会いたします。

大変お忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございました。

午後2時44分 閉会